

別記第19号様式（第6の3の(1)の事項関係）

北海道公安委員会告示第114号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定による指定射撃場の指定の解除、射撃指導員の指定の解除、教習射撃指導員の解任の命令、射撃教習を受ける資格の認定の取消し、教習射撃場の指定の解除、練習射撃指導員の解任の命令、射撃練習を行う資格の認定の取消し、練習射撃場の指定の解除、銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消し及び年少射撃資格の認定の取消しに係る不利益処分に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年7月14日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 聴聞の期日

令和8年7月29日 午前・午後 10 時から

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階聴聞・意見聴取室

3 事案番号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条第1項に基づく聴聞第1号